

香芝市告示第 9 4 号

次の書類について、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、国民健康保険法第 7 8 条及び地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により公示送達する。
なお、当該書類は、当市国保医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 7 年 4 月 1 8 日

香芝市長 三橋 和史

1 送達を受けるべき者

略

2 送達する書類

(1) 差押調書 (謄本)

(2) 配当計算書 (謄本)

(3) 充当通知書